

う積極的に適當なる方法を講ずること

(五) 妊乳の不足せる貧困兒に對しては栄養品の補給を行ふこと

(六) 妊産用品、乳児用品、乳児用牛乳、乳製品其の他の栄養品の確保を期すること

(七) 母體の驕徴に付随し適當なる方策を樹立實施すること

### 五、關係團體の活用に関する事項

母性乳幼兒の體力向上は之と關係ある各種團體の協力に依つて初めて其の十全の成果を收め得るものなるが故に諸施策の實施に當りては努めて關係團體を活用すること極めて肝要なり

(一) 母性乳幼兒の體力向上を目的とする諸團體の統制を圖ると共に其の協力を求め一層活潑なる活動を促すこと

(二) 特に各種婦人團體をして母性乳幼兒の體力向上を其の最も主要なる使命の一と認識せしめ之に關し自發的積極的活動を促すこと

(三) 醫師會、歯科醫師會、藥劑師會、產婆會、看護婦會等の積極的理據と協力を求むること

(四) 關係學會及學術團體の積極的協力を求むること

### 母子保健指導機關普及計畫

一、各村に保健婦一名及嘱託醫一名を置く  
二、市及町には人口三萬を單位とし母子健康相談所を置き之に數名の保健婦及嘱託醫を置く  
三、保健所及同支所に専任の技術官を置き管下の保健婦を指導せしむ

四、保健所未設置個所に於ては保健所設置豫定區域毎に専門の醫師及指導保健婦を置き管下の保健婦を巡回指導せしむ

### 厚生省職業部の勞務資源調査

厚生省職業部に於ては昭和十五年度勞務需給計畫の一部として今年九月都市及農村を通じ勞務資源調査を施行したが、其の調査要綱は次の如く、其の調査表は別掲の如くである。

#### 勞務資源調査要綱

##### 第一 調査の目的

昭和十五年度勞務動員計畫の圓滑なる遂行を期する爲軍需產業、生產力擴充計畫產業、輸出產業、其他時局產業に供出可能なる者を調査の上之を登録し勞務供出に資するものとす

##### 第二 調査の機關

職業紹介所は道府縣の指揮を承け市區町村長、職業紹介所聯絡委員、勞務動員協議會、職業協會其の他關係機關の協力の下に、本調査を行ふものとす

##### 第三 調査の對象

年齢十二歳以上四十五歳未滿の男子及年齢十二歳以上三十歳未滿の女子にして時局產業に供出可能なる者とす(但し特に前職及技能等の關係を考慮し右の勞務に對する供出及滿洲農業開拓民に付ては本調查より除外するものとす)

##### 第四 調査の時期

原則として昭和十五年九月中に之を行ふものとす

### 第五 登録目標數の設定

一、道府縣は職業紹介所毎に昭和十五年度勞務動員計畫に基く勞務供出目標數(昭和十五年七月十六日附厚生省發職第一〇一號厚生次官通牒別表)より既に供出せられたる全數の四割及異動勞務者數を控除したる員數を割當つるものとす

二、職業紹介所は道府縣より割當を受けたる數に概ね其の五割を加へたる數を以て其の管轄區域の登錄目標數とし之を其の管内の市町村毎に設定し割當するものとす

右目標數の設定に當りては當該市町村の從來の供出實績並に特殊事情等を斟酌し給源の偏倚せざる様留意するものとす

### 第六 調査の方法

一、職業紹介所は市區町村長、町村勞務動員協議會又は聯絡委員、中等學校及小學校當局其の他關係者との打合會を市町村毎に開催し本調査の趣旨徹底を圖ると共に當該市町村別の登録目標數に基き勞務資源の開拓に付協力を求むるものとす

二、職業紹介所は當該市區町村長をして聯絡委員、勞務動員協議會出席資格者等の中より本調査の擔任者(以下調査擔任者と稱す)を定めしめ且其の調査擔當區域を適宜設定せしむるものとす

三、調査擔任者は夫々調査擔當區域内に於ける就職希望者を勞務資源調査簿(別表様式第一)に登録するものとす

右調査簿は三部宛作成の上市區町村長、職業紹介所、調査擔任者に於て夫々保管するものとす

四、職業紹介所は就職希望者數が登録目標數に達せ

ざるときは職業紹介所職員をして當該市町村を巡回せしめ調査擔任者其の他の關係者の協力を得て供出可能者を追加登録するものとす

右追加登録を爲したるときは調査擔任者の擔當區域毎に労務資源調査簿(別表様式第一)を三部作成し當該區域の調査擔任者、市區町村長、職業紹介所に於て夫々保管するものとす

五、供出可能者の開拓に當りては左記事項に留意するものとす

イ、現に職業に從事せざる者を先づ選ぶこと

ロ、家業の事情より見て轉出を適當と認むる者を選ぶこと

ハ、家事に從事する者なるが轉職するも家業に著

(別表様式第一)

(男) 勞務資源調査簿 (〔就職希望者〕  
〔供出可能者〕)

昭和十五年九月 日現在

市區町村名		調査者氏名捺印									
序 列	種別 柄	主 業	社 會 年 齢	前 職	現 在 職 業	學 歷	希 望 業	就 職 希 望 地	内 地	外 地	異 動 願 末
一											
二											
三											
四											
五											
六											
七											
八											
九											

(別表様式第二)

労務資源 (〔就職希望者〕  
〔供出可能者〕) 總括表 (市區町村名)  
(道府縣名)

給 源 別	男			女		
	二十 才 以下	二十 才 以上	三十 才 以上	計	二十 才 以下	二十 才 以上
(イ) 新規小學校卒業者						
(ロ) 新規中等學校卒業者						
(ハ) 物資動員關係等離職者						
(ニ) 農村以外の未就業者 (手助を含む)						
(ホ) 勞務節減可能なる業 務よりの轉出者						
(ヘ) 女子無業者						
(ト) 農村未就業者(手助を 含む)及農業從事者						
(チ) 其の他						
計						

備考 一、陸海軍作業處要員見込の者に付ては希望職業欄に特に符號を附すること

しき支障を夾すことなきものを選ぶこと

### 第七 勞務資源調査簿の整理

調査擔任者は其の調査擔當區域内の労務狀況を常時は其の都度調査簿を補正するものとす

職業紹介所は必要に應じ調査簿の照合を爲し之を完備し置くものとす

第八 其の他  
一、全地域に亘り調査すること困難と認めらるゝ大都市に在りては便宜適當なる數区域を選定し(六

大都市に在りては差當り各區毎に代表的町内會若干を選定し最近に於ける市民調査及人口又は職業狀況等に關する統計資料等に依り當該町内居住

要及別表様式第二に依る總括表を本年十一月十日迄に厚生省職業部宛一通報告するものとす但し前號但書に依るものに付ては其の旨附記するものとす

四、本調査實施に當りては地方の實情に應じ適宜調查方法を變更することを得るものとす

者に付調査の上順次全市域に及ばず如き方法に依るも差支なきものとす

二、職業紹介所は調査實施の概要及別表様式第二に依る管内市町村別並に其の總括表を本年十月末日迄に道府縣に報告するものとす但し前號に依り抽出調査を爲したる市域に付ては市域全般の狀況を推計したものとす

三、道府縣は前號に依る報告を取纏め調査實施の概要及別表様式第二に依る總括表を本年十一月十日迄に厚生省職業部宛一通報告するものとす但し前號但書に依るものに付ては其の旨附記するものとす

## 別表様式第一労務資源調査簿記入心得

一、本調査簿は就職希望者、供出可能者に付夫々男女別に分ち各々を別冊とし整理するものとす。

(調査題目の中夫々該當事項以外の文字を抹消し就職希望者(男)、就職希望者(女)、供出可能者(男)、供出可能者(女)の四種の區別を明瞭にし置くこと)

尙本調査簿の用紙の大きさは國定規格B5判とする

こと)

二、給源種別欄には就職希望者及労務供出可能者を左記に依り夫々区分し記入すること尙記入に際しては夫々給源別(左記に依る)に例へば新規小學校卒業者は(イ)の如く記入すること

(イ) 新規小學校卒業者

本年三月に小學校を卒業し又は修了したる者の

中未就職者若は家事從事者に付記入すること

(ロ) 新規中等學校卒業者

本年三月に男女中等學校を卒業し又は修了したる者の

中未就職者若は家事從事者に付記入すること

(ハ) 物資動員關係等離職者

因る事業の縮少又は廢止の爲に離職したる者又は離職の虞ある者に付記入すること

(ニ) 農村以外の未就業者(手助を含む)

都市に於ける未就業者或は家事從事者等に付記入すること

但し右に該當する者の内本年三月學校卒業者に付ては夫々(イ)(ロ)に記入すること

(ホ) 勞務節減可能なる業務よりの轉出者

軍需產業、生活必需品產業、運輸通事業等時局

産業(大體青少年雇入制限令第三條第二號に於て指定された産業)以外の諸産業の從事者にして時

局産業に轉出可能なる者に付記入すること

(イ) 女子無業者

未婚の女子にして現在他に就職せず若は家事の手傳を爲し居るに止まる者等の中就職可能と認めらるる者に付記入すること

(ト) 農村未就業者(手助を含む)及農業從事者

農村未就業者、若は單に手助程度の仕事に從事するに止まる者等の中就職可能なる者、又は現に農業に從事し居るも各種の労力調整方法を講ずることに依り轉出可能なる者に付記入すること但し右に該當する者の中本年三月卒業したる兒童生徒に付ては夫々(イ)(ロ)に記入すること

(チ) 前各項の給源に該當せざるもの記入すること

と

三、年齢欄には數年を以て區分し記入すること

四、前職欄には前職のあるものは其の職業名を(數回

轉職せる者に付ては最終に從事せる職業に依る)前職なき者は「ナシ」と記入すること

五、學歴欄には最終學歴を記入し小卒、高小卒、中退、中卒等に區分し記入すること

六、就職希望地欄中の隣接地、遠隔地の區分は大體縣内、縣外の區分に依ること

七、異動頃末欄には本調査實施後に於て疾病、傷痍、

應召、入營、移植民、就職其の他の事由に依り供出

不可能と爲りたる者に付異動事由及當該異動事項を

生じたる年月日を記入し尙就職者に付ては當該者の番號欄に印を朱書し就職先、職業名、其の就職徑路を附記すること

(就職徑路は職業紹介所の紹介、營利職業紹介、緣故募集、新聞廣告、其他等に分類し記入すること)

## 昭和十四年十二月末現在の關東州 戸口統計

	全 戶 數	十二月末	前年末に比 し増減
總 人 口	一、三七九、五二六	(+)	八、一三一
內、男	七三六、九三一	(+)	二五、六四二
內、内地人	五四六、五九五	(+)	二三、三一四
朝鮮人	一九〇、一〇七	(+)	九、四一八
滿洲人	四、八二六	(+)	三三〇
外國人	一、〇七六、九〇八	(+)	三八、二九五
外國人	一、六八五	(-)	八七
總 計	女百に付男	一三三一〇	如くである。
內地人	//	一一一・六	
朝鮮人	//	一一七・七	